

国民健康保険税の 税率を改定しました

平成30年度から国保広域化に伴い、税率などを改定しました。
 今回は具体的な計算例をご紹介します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

例1 世帯主（70歳）と妻（66歳）の2人世帯

【世帯主】 年金収入 300万円（年金所得 180万円）、固定資産税額 5万円
 【妻】 年金収入 120万円（年金所得 0円）

■国保税の計算

区 分		医療分 (全被保険者)	支援分 (全被保険者)	介護分 (40歳以上65歳未満の 被保険者のみ)
所得割額	(平成29年中の総所得金額－ 基礎控除33万円) × 各税率	(180万－33万) × 5.6% = 82,320円	(180万－33万) × 2.0% = 29,400円	該当なし = 0円
資産割額	平成30年度の固定資産税額 (都市計画税は除く) × 税率	5万 × 30% = 15,000円		
均等割額	被保険者1人あたり	10,500円 × 2人 = 21,000円	8,500円 × 2人 = 17,000円	該当なし = 0円
平等割額	1世帯あたり	= 17,500円		
小 計	100円未満切り捨て (賦課限度額)	= ① 135,800円 (最高54万円)	= ② 46,400円 (最高19万円)	= ③ 0円 (最高16万円)
保険税額 (年間)	①+②+③の合計	182,200円		

例2 世帯主（45歳）と妻（45歳）、高校生（17歳）の3人世帯

【世帯主】 給与収入 430万円（給与所得 290万円）、固定資産税額 0円
 【妻】 収入なし
 【子】 収入なし

■国保税の計算

区 分		医療分 (全被保険者)	支援分 (全被保険者)	介護分 (40歳以上65歳未満の 被保険者のみ)
所得割額	(平成29年中の総所得金額－ 基礎控除33万円) × 各税率	(290万－33万) × 5.6% = 143,920円	(290万－33万) × 2.0% = 51,400円	(290万－33万) × 1.2% = 30,840円
資産割額	平成30年度の固定資産税額 (都市計画税は除く) × 税率	該当なし = 0円		
均等割額	被保険者1人あたり	10,500円 × 3人 = 31,500円	8,500円 × 3人 = 25,500円	9,500円 × 2人 = 19,000円
平等割額	1世帯あたり	= 17,500円		
小 計	100円未満切り捨て (賦課限度額)	= ① 192,900円 (最高54万円)	= ② 76,900円 (最高19万円)	= ③ 49,800円 (最高16万円)
保険税額 (年間)	①+②+③の合計	319,600円		

平成30年度税率表

所得割			資産割	均等割			平等割	賦課限度額		
医療分	支援分	介護分	医療分	医療分	支援分	介護分	医療分	医療分	支援分	介護分
5.6%	2.0%	1.2%	30%	10,500円	8,500円	9,500円	17,500円	54万円	19万円	16万円

※介護分については40歳以上65歳未満の被保険者のみ対象です。

税額は年齢、被保険者数、所得金額、固定資産税額などによって異なります。なお、納税通知書は、7月中旬に発送予定です。

☎市民税課（国保税担当） ☎22-2209